

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	5-1
許認可等の種類	覚醒剤施用機関等の指定			
根拠法令条例等・条項	覚醒剤取締法第3条			
許認可等の概要	覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>・覚醒剤取締法第3条第1項第2号、第3号、第3条第2項 覚醒剤製造業者の指定は製造所ごとに厚生労働大臣が、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定は病院若しくは診療所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、次に掲げる資格を有するもののうち適当と認めるものについて行う。</p> <p>(1)略</p> <p>(2)覚醒剤施用機関については、精神科病院その他診療上覚醒剤の施用を必要とする病院又は診療所</p> <p>(3)覚醒剤研究者については、覚醒剤に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤の使用を必要とする者</p> <p>2 覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定に関する基準は、厚生労働省令で定める。</p> <p>・覚醒剤取締法施行規則第1条 覚醒剤取締法(以下「法」という。)第3条第2項に規定する覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)覚醒剤施用機関にあつては、精神科若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚醒剤の施用が特に必要と認められるものであること。</p> <p>(2)覚醒剤研究者にあつては、医学、薬学、化学、応用化学その他の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、覚醒剤の使用が特に必要と認められるものであること。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	-			